

# KagoGIGA **②** インフォメーション

鹿児島県教育庁義務教育課  
令和3年7月

県内の様々な市町村や学校で、1人1台端末の効果的な活用に向けた取組が行われている様子が、連日のように新聞などで紹介されています。ハイレベルな活用が求められているわけではありません。「こんな使い方でもできるんだね。」「なるほど、それは便利だね。」を、皆さんでどんどん共有していきましょう!!

今回は、積極的に使っていくために知っておいてほしい話題の一つを取り上げます。

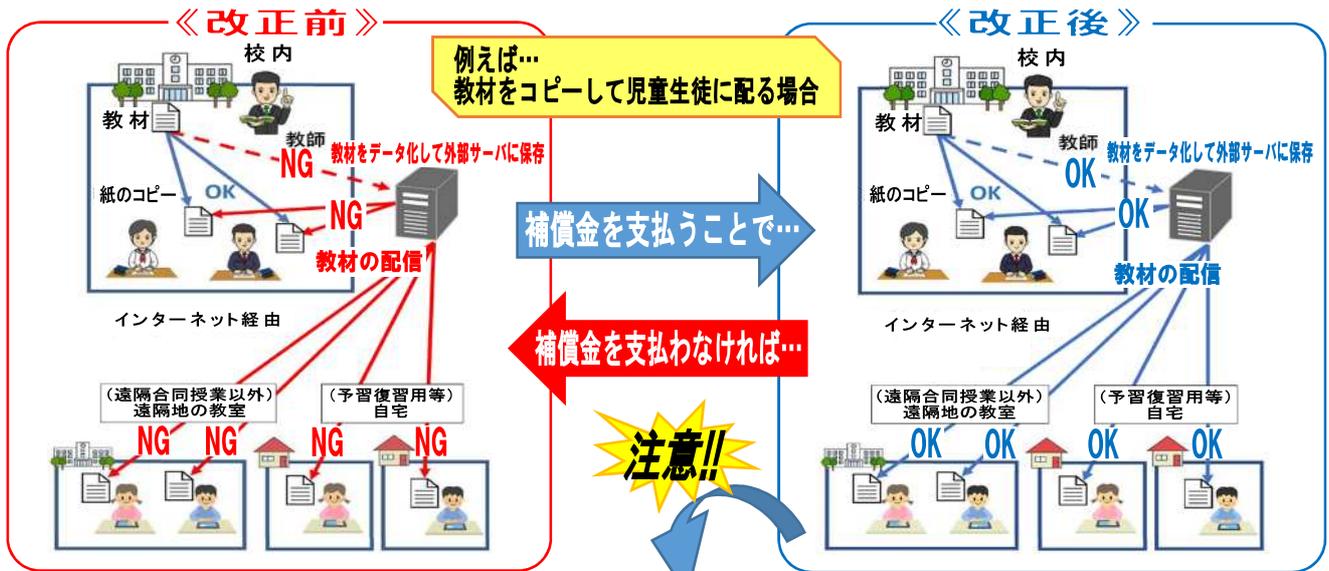
## 今回の話題 授業目的公衆送信補償金制度による著作物の扱い

授業目的公衆送信補償金制度は、著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランスをとりながらICTを活用した教育を推進することを目的に、著作権法第35条の改正によって定められた制度です。

これまで、メールなどインターネットで著作物を含む資料を配布したり、ファイル共有ソフト（アプリ）などクラウドストレージなどを使ってダウンロードしたりすることなどは、教育利用であっても、個別に権利者の許諾を得る必要がありました。

授業目的公衆送信補償金制度により、このような個別に許諾を得る煩雑さがなくなり、包括的に補償金を支払うことで、公衆送信利用が可能となります。

## 授業目的公衆送信補償金制度で何が変わったの？



## 補償金を払ってもすべてがOKになるわけではない!!

著作権法第35条では、適用条件として、『授業の過程』における利用に必要と認められる限度において、その著作物の種類や用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと」とされています。

詳しくは「改正著作権法第35条運用指針」を参考に、何が「OK」で、何が「NG」なのか、補償金を払うことで許諾されることは何なのかを確認しましょう。

裏面に事例を抜粋  
参考にして下さい。



## これはOK? NG? (一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS) ホームページ「補償金制度利用に関するFAQ」を参考に作成)

次のScene1~3の答えは、下の①~④のどれになるでしょう。

- Scene-1 運動会の様子をオンラインで配信することを考えている。その場合のBGMとなる音楽の使用の著作権の取扱いは?
- Scene-2 絵本に収録された一つのお話の全部を、ストリーミング配信で児童・生徒がいつでも読み聞かせを聞くことができるようにしたいと思うが、可能か?
- Scene-3 家庭での学習用に、学校にある問題集をコピーしてメール等で配信する。

- ①無許諾・無償でOK
- ②補償金を払っておけばOK
- ③補償金を払い且つ条件を満たせばOK
- ④補償金を払ってもNG

## 解答はこちら



二次元コードリーダー等で読み込んで見てください。  
(注) OO@kago.ed.jp環境下でないと見れません。

## 【参考】「改正著作権法第35条運用指針」より抜粋（公衆送信に関するもの）

### (A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例

#### 《リアルタイム遠隔合同授業》

1. 板書したエッセイの小部分を、インターネットを使った2校の遠隔合同授業で同時中継（送信）し、大型画面に表示する。
2. 1. において配布する資料を授業中に送信する。
3. 対面授業の様子を、インターネットを使って、生徒の自宅に同時送信する。
4. 修学旅行の事前学習として、修学旅行先の現地の学校と、新聞記事や写真、テレビ番組の映像等を用いながらネットミーティングシステムでリアルタイムの遠隔交流授業を行う。

### (B) 許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例

#### 《公衆送信（教室内学習）》

1. 教科書※1に掲載されているスキット（寸劇）を、教師が肉声で録音し、児童・生徒のみがアクセス可能なクラウド・サーバ（以下同じ）にアップロードする。
2. 教科書等の出版物から図版や文章を抜き出してプレゼンテーションソフトにまとめ、対面での授業中にクラウド・サーバを通じて児童のタブレット端末に送信する。
3. 全国各地での取り組みを紹介した複数の新聞記事をプレゼンテーションソフトにまとめてクラウド・サーバにアップロードする。
4. 授業で利用する教科書や新聞記事などの著作物を用いた教材を学習できるようにクラウド・サーバにアップロードする。

#### 《オンデマンド型公衆送信（教室外学習）※2》

5. 反転授業のための予習（事前学習）の資料として、教科書の著作物や絵画、写真などをクラウド・サーバにアップロードする。
6. 修学旅行で訪ねる文化施設についての説明の必要な部分をタブレットPCから参照できるようにするため、クラウド・サーバにアップロードする。
7. 教員が教科書を使った授業動画を収録し、クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴できるように方式で配信する。

#### 《リアルタイム・スタジオ型公衆送信（教室外学習）※3》

8. 幼稚園や保育所で、普段対面で行っている絵本の読みきかせを、臨時休園中に、同じ教員と幼児間の在宅オンライン授業として行う。
9. 児童生徒がいない場の教員が、自宅等にいる児童生徒とネットミーティングシステムを使い、写真や教科書等の文章、新聞記事やウェブページ等を使ったオンライン授業を行う。
10. DVDに録画したテレビ番組を授業に必要な範囲で、教員のパソコンで再生し、生徒のタブレット端末へストリーミング配信する。
11. 在宅の幼児に音楽に合わせて踊る踊りを教えるためにインターネットを用いて楽曲の全部をストリーミング配信する。

※2 オンデマンド型とは、学習者の注文（要求）に応じて学習資源を提供する方法。

※3 リアルタイム・スタジオ型とは、教員の面前に児童生徒がいない場所から児童生徒の自宅などに学習資源（映像・音声等）をリアルタイムで配信するオンライン授業の態様。

### (C) 著作権者の許諾が必要だと考えられる例（必要と認められる限度を超える、著作権者の利益を不当に害する等）

1. 教員が同一の画集の中から多くの作品を選んでスキャンして電子ファイルにしてクラウド・サーバにアップロードし、美術の授業で生徒が個々に配備されたタブレットでダウンロードする。
2. 教員が漢字ドリルを児童には購入させず、学校や教員が持っている漢字ドリルをスキャンして、児童に宿題としてメールで送信する。
3. 教員が授業と直接関係ないものも含めて多数の小説をアップロードする。
4. 教員が出版物の一部を、授業の都度、スキャンして生徒に予習の教材として複数回、電子ファイルでメール送信し、その結果、その出版物の多くの部分を送信する。
5. 絵本の読みきかせ動画を、クラウド・サーバにアップロードし、幼児児童生徒が自宅からいつでも視聴できるようにする。
6. 様々な分野に関するTV番組を授業で自由に使えるようにするため、継続的に録画し、クラウド・サーバにアップロードして蓄積し、ライブラリ化しておく。
7. 授業に必要な範囲を超えて、映像や音楽の全編を学校の教員や児童生徒がいつでもダウンロード視聴できるようにしておく。
8. 教師が、紙の教科書の全ページ又は大部分をスキャンし、PDF版デジタル教科書を作成して児童生徒に配信する。
9. 学校のホームページ等に、パスワードをかけずに、教科書等を解説する授業映像を教師がアップロードし、児童生徒以外の誰でも見られる状態にしておく。